



# 金 沢 市 公 報

号外第 2 2 号

平成27年(2015年)9月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市職員退職手当支給条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 14
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (行政経営課) 1		○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課) 15
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課) 8		○金沢市印鑑条例の一部を改正する条例 (市 民 課) 16
○金沢市食の安全・安心の確保に関する条例 (衛生指導課) 8		○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 16
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 (広報広聴課) 13		

## 条 例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金 沢 市 長      山   野   之   義

### ◎ 金 沢 市 条 例 第 4 4 号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（同表において「情報照会機関」という。）が、同表の第3欄に掲げる機関（以下この項及び同表において「情報提供機関」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 市長	高齢者、身体障害者等がその居宅において自立した日常生活を営むための支援を行う事業であって規則で定めるもの（以下「高齢者等自立支援事業」という。）の実施に関する事務であって規則

	で定めるもの
2 市長	長期にわたり療養を必要とする等の疾病にかかっている満20歳に満たない者の健全な育成を図るための事業であって規則で定めるもの（以下「小児慢性特定疾病医療支援事業」という。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の教育の機会均等の確保のための事業であって規則で定めるもの（以下「就学援助事業」という。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金

		(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別

		障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、高齢者等自立支援事業の実施に関する情報又は小児慢性特定疾病医療支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

14 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、高齢者等自立支援事業の実施に関する情報又は小児慢性特定疾病医療支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険等給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	高齢者等自立支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に

		関する情報であって規則で定めるもの
22 市長	小児慢性特定疾病医療支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項(以下「住民票記載事項関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学援助事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、住民票記載事項関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係

			情報であって規則で定めるもの
--	--	--	----------------

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第45号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3選挙区の項中「大友2丁目」を「大友2丁目 大友3丁目」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「大友2丁目」の次に「、大友3丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「大友2丁目」を「大友2丁目 大友3丁目」に改める。

附 則

この条例は、大友3丁目となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第46号

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 食の安全・安心の確保に関する基本的な施策(第7条—第17条)

第3章 金沢市食の安全・安心委員会(第18条—第21条)

第4章 雑則(第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総



合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保護を図るとともに、食育の推進並びに金沢の食文化の継承及び振興に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び信頼性を確保することをいう。
- (2) 食品 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第2条に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品安全基本法第8条第1項に規定する食品、添加物、器具及び容器包装をいう。
- (4) 市民等 市民及び観光その他の目的で本市の区域内に滞在する者をいう。
- (5) 事業者 食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者及び学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる事業者及びアに掲げる事業者により構成される団体であつて、本市の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

ア 農林水産物を生産し、又は採取することを営む者

イ 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者

ウ 食品等を販売することを営む者であつて、規則で定めるもの

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が、市民等の健康の保護が最も重要であり、かつ、食育の推進並びに金沢の食文化の継承及び振興の根幹であるとの認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費又は使用に至る一連の行程の各段階において適切に講じられるとともに、市及び事業者の責務並びに市民の役割をそれぞれが主体的に果たすことにより、行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、市民、事業者及び市が情報を共有し、相互に理解を深め、連携を図り、及び協働して行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品等による健康への悪影響が未然に防止されるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に、市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、第1項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずるとともに、自主的な衛生管理を積極的に実施しなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、食品等の正確かつ適切な情報の公開及び提供並びに市民との積極的な交流等を通じて、食品等に対する市民等の信頼を確保するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるとともに、本市が実施する食の安全・安心の確保に関する施策及び事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

2 市民は、自らの食品等の保存、調理、使用その他の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、これらの取扱いを適切に行うよう努めるものとする。

## 第2章 食の安全・安心の確保に関する基本的な施策

## (食の安全・安心基本方針の策定)

第7条 市長は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針（以下「食の安全・安心基本方針」という。）を定めなければならない。

2 食の安全・安心基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策の方向

(2) 食の安全・安心の確保のための措置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、食の安全・安心基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、金沢市食の安全・安心委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、食の安全・安心基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、食の安全・安心基本方針を変更する場合について準用する。

## (監視、指導等)

第8条 市は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、関係機関と連携を図りながら、監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (情報の収集等及び提供)

第9条 市は、食の安全・安心の確保に関し、情報の収集、整理、分析等を行い、市民等及び事業者に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

## (情報及び意見の交換の促進等)

第10条 市は、食の安全・安心の確保に関し、市民、事業者及び市の連携及び協働による取組が推進されるよう、相互の情報及び意見の交換の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

第11条 市は、事業者による食品等の安全性の確保に関する自主的な取組を促進するため、高度な衛生管理を行う事業者の取組を推進する制度の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備等)

第12条 市は、食品等による健康への重大な被害の発生を未然に防止し、又は当該被害が発生した場合に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(食育及び健康づくりの推進)

第13条 市は、市民が食品等の安全性に関する理解を深め、適切な判断力を養うことができるよう、食育及び健康づくりの推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

(金沢の食文化の継承及び振興への寄与)

第14条 市は、金沢の食文化の継承及び振興に寄与するため、事業者との連携及び協働により、食の安全・安心の確保の観点から必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第15条 市は、地産地消の推進を通じて、食の安全・安心の確保に資する食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

(自主回収の報告等)

第16条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手した場合を除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反するものを除く。）
  - (2) 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定による表示の基準に違反する食品等のうち規則で定める食品等
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの
- 2 特定事業者（第2条第6号ウに掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接市民等に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 本市の区域内に流通していないことが明らかな場合
  - (2) 市民等に販売されていないことが明らかな場合
  - (3) 販売の相手方である消費者が特定されている場合（当該販売を行った特定事業者において、当該消費者に直ちに連絡をすることができる場合に限る。）

(回収の報告に係る指導、報告、公表等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による報告に係る回収の措置が健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った特定事業者に対し、当該回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 前条第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 市長は、前条第1項及び前項の規定による報告を受けた場合において、市民等の健康の保護を図る必要があるとき、当該報告の内容を公表するものとする。

4 市長は、前条第1項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が本市の区域内に存する場合にあつては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

### 第3章 金沢市食の安全・安心委員会

(金沢市食の安全・安心委員会)

第18条 本市における食の安全・安心の確保を図るため、金沢市食の安全・安心委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第19条 委員会は、この条例に規定する事項その他の食の安全・安心の確保に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、食の安全・安心の確保に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、食の安全・安心の確保に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第21条 委員会に、必要な事項を専門的に調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、委員会の委員及び食の安全・安心の確保に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第20条第3項の規定にかかわらず、平成29年9月30日までとする。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第47号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「保有個人情報」の次に「（事業を営む個人の当該事業に関する保有特定個人情報を含む。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「個人情報」の次に「（事業を営む個人の当該事業に関する特定個人情報を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。

第24条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第24条の3を第24条の4とし、第24条の2を第24条の3とし、第24条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第24条の2 実施機関は、保有特定個人情報の目的外利用（特定個人情報の収集並びに保有特定個人情報の保管及び利用の目的の範囲を超えて実施機関内部において利用することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用をすることができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第28条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第29条第2項中「又は第24条第1項」を「第24条第1項若しくは第24条の2第1項及び第2項」に改め、「利用されていると認めるとき」の次に「、番号法第20条の規定によらないで自己情報が収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定によらないで作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に自己情報が記録されているとき」を加え、同条第3項中「又は第24条の2第1項」を「、第24条の3第1項又は番号法第19条」に改め、同条第

5 項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条第6項中「保有個人情報」の次に「（事業を営む個人の当該事業に関する保有特定個人情報を含む。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第30条第1項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第31条の表第8条第1項の項及び第31条の2第1項の表第11条第1項の項中「保有個人情報」の次に「（事業を営む個人の当該事業に関する保有特定個人情報を含む。以下同じ。）」を加える。

第48条第1項中「自己情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第2条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第24条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第29条第2項中「若しくは第2項の規定によらないで自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第32条に次の1項を加える。

3 実施機関は、前項の規定に基づき保有個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第2条第6号の改正規定（同号を同条第8号とする部分を除く。）、同条第5号の改正規定（同号を同条第7号とする部分を除く。）、同条例第24条の3を同条例第24条の4とし、同条例第24条の2を同条例第24条の3とし、同条例第24条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第28条第2項、第29条第2項、第3項、第5項及び第6項、第30条第1項、第31条、第31条の2第1項並びに第48条第1項の改正規定 平成28年1月1日
- (2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

金沢市職員退職手当支給条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

## ◎金沢市条例第48号

金沢市職員退職手当支給条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金 沢 市 長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第49号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第14号の3の項の次に次のように加える。

(14)の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1件につき 500円
---	------------

第2条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第14号の3の項を削り、同表中第14号の4の項を第14号の3の項とし、同項の次に次のように加える。

(14)の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき 800円
--	------------

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第50号

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第15条の2及び第16条において同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第15条の2及び第16条において同じ。）を添えて申請した場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第14条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（特定端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第15条の2 第14条の規定にかかわらず、登録者は、自ら特定端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線と接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）において、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

第16条第1号中「印鑑登録証」の次に「又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を加える。

第23条第1項中「第14条」の次に「（印鑑登録証を添えて申請する場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第51号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4



号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

69	広岡3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画広岡3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

別表第2に次の1号を加える。

69 広岡3丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限
全域	<p>用途の制限</p> <p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 住宅</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(7) 風営法第2条第1項各号及び第6項第3号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	<p>壁面の位置の制限</p> <p>1 建築物の壁面等から道路境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路の上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と接続する通行の用に供する部分については、前項の規定は、適用しない。</p>
	<p>垣又は柵の構造の制限</p> <p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>

別表第3に次のように加える。

14	広岡3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画広岡3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

## 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

平成27年(2015年)9月16日 印刷  
平成27年(2015年)9月16日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄